

旭区社協発第 588 号
令和4年2月17日

各地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市旭区社会福祉協議会
会長 池田 宏史

社会福祉協議会賛助会費のご協力へのお礼および令和4年度の募集について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の事業推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年度の賛助会費の募集につきましては、自治会・町内会の皆様にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

社会福祉協議会賛助会費は地域性を活かした独自の福祉活動を進めるための貴重な財源として、大きな役割を果たしております。

つきましては、令和4年度も引き続き、各地区社会福祉協議会からご協力依頼をさせていただきます。ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

<令和3年度賛助会費実績>

5,156,550円

※参考：令和2年度実績額5,180,570円

<参考資料>

令和3年度賛助会費協力依頼チラシ

【問合せ先】

担当：松橋、山田

電話：392-1123

FAX：392-0222

一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり

賛助会費へのご協力を お願いします



交流事業の実施



福祉保健に関する
研修の開催



高齢者食事サービスの実施

社会福祉協議会では、共に支えられ生きていく
地域共生社会を実現するために、
賛助会費へのご協力をお願いしています。
みなさまのあたたかいご支援をよろしくお願いします！

『社会福祉協議会』とは

社会福祉法109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた非営利の民間団体です。

一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくりを目指し、地域の様々な福祉課題に対して、地域の団体と連携を図りながら、解決のための事業の実施や団体等の活動の支援を行っています。

また、行政との調整等の役割を果たしながら、地域福祉におけるサービスの充実や環境整備も進めていきます。

『賛助会費』とは

地域のみなさんが社会福祉協議会の事業推進に賛同し、賛助会員としてその活動を支援しようとするものです。

みなさんからお寄せいただく賛助会費はお住まいの各地区社会福祉協議会と旭区社会福祉協議会の貴重な財源として、身近な地域で行われる地域福祉の推進に向けた取組に活用いたします。

なお、賛助会費の取りまとめは、各地区社会福祉協議会が中心に行っています。

また、個人だけでなく法人や企業等の賛助会費も募集していますので、下記までご連絡ください。

賛助会費は任意であり、強制的なものではありません。旭区の地域福祉がより充実したものになるよう皆様のご協力を宜しくお願いします。

令和2年度
旭区社会福祉協議会に
お寄せいただいた
賛助会費は
5,180,570円
でした。
ありがとうございました！



あさひ丸

19の地区社会福祉協議会では 地域性を活かした事業の取り組みが行われています。

『地区社会福祉協議会』とは

地域住民に最も身近な社協として、地域の方々が「自分の地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織された**任意の団体**です。

住民同士のちょっとした
助け合いの事業



広報紙発行や
福祉講座開催など
福祉啓発のための事業



子育て支援の
ための事業



地域の課題を
把握するための事業



ボランティア
グループなどへの
助成事業

高齢者食事サービスや
サロン活動など
各種交流事業

障害児・者への
支援事業

そのほかその地区の課題に沿った活動をすすめています！

旭区社会福祉協議会では

「地域共生社会の実現」に向けて、さまざまな事業を実施しています。



旭区社会福祉協議会では、社会的孤立や関係性の貧困などを背景としたさまざまな相談を「我が事」として「丸ごと」受け止められるよう取り組んでいます。地域で潜在化しているこれらの課題に気づき、支えられる地域とするための仕組みづくり、地域力の強化を進めています。



ひとり親世帯向け野菜無料頒布会



地区社協向け 見守り研修会



ボランティア活動を
考えるガイドライン
の発行

